



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第47号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正 2

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料
の額の一部改正 2

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程**島根県病院局管理規程第2号**

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第5条の2中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
- (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもの

第18条第2項第1号及び第2号中「150,000円」を「135,000円」に改め、同項第3号中「120,000円」を「105,000円」に改め、同項第4号中「70,000円」を「55,000円」に改め、同項第5号中「60,000円」を「50,000円」に改め、同項第6号中「50,000円」を「45,000円」に改める。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第3号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から施行する。

平成30年 3 月30日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

出産に係る経費の項中「8,000円」を「9,000円」に、「59,000円」を「61,000円」に改める。

人工妊娠中絶術料の項を次のように改める。

人工妊娠中絶術料

妊娠12週未満（手動真空吸引法によるもの） 1件につき 75,600円

妊娠12週未満（その他のもの） 1件につき 54,000円

妊娠12週以上16週未満 1件につき 81,000円

妊娠16週以上 1件につき（介補料を含む。） 108,000円

妊婦健康診査の項中「25,020円」を「25,070円」に、「7,460円」を「7,510円」に、「9,300円」を「9,350円」に改める。

自動聴性脳幹反応検査の項中「7,236円」を「8,683円」に、「6,700円」を「8,040円」に改める。

妊婦に対する水痘・帯状疱疹ヘルペス抗体検査（E I A法）の項中「2,190円」を「2,180円」に改める。

遺伝カウンセリング料の項中「8,445円」を「13,845円」に、「7,820円」を「12,820円」に、「6,188円」を「11,588円」に、「5,730円」を「10,730円」に改める。

歯科診療費の項中「151,720円」を「181,770円」に改める。

乳房マッサージ料の項中「2,484円」を「3,000円」に改める。

おむつ使用料の項中「158円」を「124円」に、「173円」を「141円」に、「84円」を「74円」に、「64円」を「60円」に改める。

麻しん風しん予防接種料の項中「9,600円」を「9,700円」に改める。

B C G 接種料の項中「7,900円」を「8,000円」に改める。

肺炎球菌ワクチン接種料の項中「9,396円」を「11,232円」に改める。

百日せきジフテリア破傷風予防接種料の項を削る。

ジフテリア破傷風予防接種料の項中「6,804円」を「8,316円」に改める。

沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン接種料の項中「11,880円」を「12,960円」に、「9,720円」を「12,960円」に改める。